

議案第 31 号

三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例の一部改正について

三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の私有車の公務使用に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第 4 号中「1 億円以上」を「無制限」に改め、「任意保険契約」の次に「(示談代行の特約を附帯しているものに限る。)」を加え、同条第 5 号中「500 万円以上」を「1,000 万円以上」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 4 条第 4 号及び第 5 号の規定は、この条例の施行日以後に締結した保険契約について適用し、同日前に締結した保険契約については、なお従前の例による。